平成２１年（フ）第２０７６号
福岡県春日市春日公園１丁目26番地　春日公園団地６棟303号
破産者　東　　俊則
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３７４号
埼玉県所沢市中新井３丁目15番12号
破産者　各務　好英
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５００号
埼玉県所沢市大字上安松752番地の１
破産者　齋　　徳枝
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５３３号
埼玉県入間市扇台２丁目３番26号　フォレスト102
破産者　福田　智司
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５３８号
埼玉県川越市新宿町６丁目23番地57　ライオンズマンション川越第３―109号室
破産者　三浦　　均
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８９３号
北海道江別市野幌若葉町61番地の10　ロイヤルパレス102
破産者　高橋　博明
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５号
茨城県土浦市殿里469番地
破産者　松山　　昭
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６号
茨城県土浦市殿里469番地
破産者　松山　弥生
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７１号
横浜市中区北方町２丁目93番地１　ライオンズマンション本牧第２―205号室
破産者　千葉　　勝
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２６号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目24番17号、開始決定時の住所横浜市旭区善部町50番地の43
破産者　牧野　　巧
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５５８号
横浜市港北区綱島西３丁目21番23号　ロイヤル綱島307
破産者　宮地　　誠
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８号
長野県佐久市取出町256番地５
破産者　木村　珠樹
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２６１号
静岡県伊東市池628番地の47　大室高原２―653
破産者　矢田美喜男
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２１４号
静岡県富士市原田74番地の６　小山ハイツＢ、前住所静岡県富士宮市宮原128番地の１
破産者　河瀬シヲヱ
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第７５号
静岡県富士宮市光町５番15号　コーポ光101号、前住所静岡県富士宮市大中里1158番地の３
破産者　鈴木　里美（旧姓萩原）
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２３６６号
愛知県東海市大田町上浜田61番地の４　宝マンション太田川505号
破産者　吉本智首こと　金　　貞元
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８９号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目20番地
破産者　仙石　雅仁
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９号
愛知県豊川市上野３丁目224番地
破産者　川口　末子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２７２号
愛知県豊橋市小向町北小向95番地―Ｂ
破産者　小林　英雄
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部